

# 調布市観光協会後援等に関する取扱規則

平成27年4月6日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、観光協会が行う後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体が開催する事業について、観光協会の名義の使用を認めることにより支援することをいう。
- (2) 協賛 団体が開催する事業について、その趣旨に賛同し、協力することにより推奨することをいう。
- (3) 共催 団体と観光協会とが共同で事業を開催することをいう。
- (4) 事業 観光協会以外のものが企画し、実施しようとする展示会、講演会、記念式、大会等の行事又は催しをいう。
- (5) 配布物等 事業に関する案内、広告、パンフレット等をいう。

(対象団体)

第3条 後援等の承認を受けることができる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 文化・教育団体
- (4) 学術研究機関又は報道機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認めた公益的活動を行う団体

(対象事業)

第4条 観光振興に資するもの

(申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする団体の代表者は、後援等承認申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業を開催する日の2週間前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為その他の規約（第3条第1号に掲げる団体を除く。）
- (2) 役員その他事業関係者の住所等を明らかにする書類
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

(審査基準)

第6条 会長は、第5条の規定による申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、後援等の承認をしてはならない。

- (1) 十分な事業の遂行能力があること。
- (2) 観光協会の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業の内容が学術及び文化の普及向上その他公共の福祉の増進に寄与する公益性の高いものであること。

と。

(4) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動、宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。

(5) 開催又は開設の場所が、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。

(承認)

第7条 会長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を第6条に規定する基準に基づき審査のうえ、承認の可否を決定し、後援等（承認・不承認）通知書（第2号様式）により、当該申請をした団体の代表者に通知するものとする。

2 後援等に際し、会長が団体に使用を承認する観光協会の名義は、「調布市観光協会」とする。

3 会長は、第1項の規定による後援等の承認に際し、条件を付けることができる。

(配布物等の事前審査)

第8条 第7条第1項の規定により後援等の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、当該事業に係る配布物等を作成するときは、あらかじめその原稿を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の変更承認等)

第9条 被承認者は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、事業変更（中止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により当該申請をした被承認者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 被承認者は、当該事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業内容報告書

(2) 収支決算書

(承認の取消し)

第11条 会長は、被承認者が次の各号のいずれかに該当したときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 後援等の承認を辞退したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により後援等の承認を受けたとき。

(3) 後援等の承認に付した条件に違反したとき。

(4) 後援等の承認の権利を他に譲渡し、又は貸与等したとき。

(5) 事業の実施に当たり、後援等にふさわしくない行為があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書（第6号様式）により、当該被承認者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第9条関係）

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第11条関係）